

# マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策方針

2019年12月25日  
遠軽信用金庫

当金庫は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下「マネロン・テロ資金供与」といいます。）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保するため、対策方針を次のとおり定め、管理態勢を整備します。

## 1. 運営方針

当金庫は、マネロン・テロ資金供与の防止を経営上の重要な課題の一つとして位置づけ、マネロン・テロ資金供与の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。

## 2. 管理態勢

当金庫は、マネロン・テロ資金供与対策の責任者及び統括部門を定め、一元的な組織管理態勢を構築し、関係部門及び営業店との連携により、組織全体でマネロン・テロ資金供与対策に取り組みます。

## 3. リスクベース・アプローチ

当金庫は、リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、マネロン・テロ資金供与に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

## 4. 取引時の確認

当金庫は、関係法令に基づき適切な取引時確認を実施するとともに、お客様とのお取引内容等を適切に管理し、当金庫が定める顧客管理を実施できないと判断したお客様については、お取引謝絶等のリスクの遮断に努めます。

## 5. 疑わしい取引の届出

当金庫は、営業店からの報告、又はシステムによるモニタリング・フィルタリングで検知した疑わしい顧客や取引等を適切に把握し、当局に速やかに疑わしい取引の届出を行います。

## 6. 資産凍結の措置

当金庫は、テロリスト等に対する資産凍結等の措置を適切に実施します。

## 7. 役職員の研修

当金庫は、継続的な研修を通じて、役職員のマネロン・テロ資金供与に対する知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性等を有する役職員の確保・育成に努めます。

## 8. 実効性の検証

当金庫は、マネロン・テロ資金供与対策の管理態勢について、独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、その監査結果を踏まえて、さらなる改善に努めます。

以上